

建指第 1053 号
平成26年 9月16日

一般社団法人北海道建設業協会会長 様

北海道建設部住宅局建築指導課建築安全担当課長

平成26年度違反建築防止週間について

日ごろから、建築行政にご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記週間について、国土交通省から別紙のとおり技術的助言があり、北海道において次のとおり実施することとしました。

つきましては、本週間実施のポスター等を送付しますので、貴職におかれましてもポスターを掲示する等本週間の実施についてご協力願います。

なお、一斉公開建築パトロールについては、本週間内において、各（総合）振興局及び特定行政庁、限定特定行政庁それぞれが実施する予定になっていることを申し添えます。

記

1 実施期間

平成26年10月15日（水）から10月21日（火）まで

2 実施方法

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 平成26年度違反建築防止週間実施要領 | 別紙1 |
| (2) 一斉公開建築パトロール実施要領 | 別紙2 |
| (3) 完了検査未申請者に対する督促実施要領 | 別紙3 |

3 送付資料等

ポスター 1枚
リーフレット 1枚

建築安全推進グループ 担当：前川

TEL 011-231-4111 内29-478

FAX 011-232-0147

E-mail:maekawa.takashi@pref.hokkaido.lg.jp



平成26年度違反建築防止週間実施要領

北海道建設部住宅局建築指導課

建築基準法違反の建築物の是正及びその発生を予防するため、「違反建築防止週間」を実施する。

北海道における実施要領を次のとおり定める。

1 実施期間

平成26年10月15日（水）から10月21日（火）まで

2 週間の重点事項

- (1) 建築基準法の周知徹底
- (2) 違反建築物の是正措置の推進

3 実施事項

(1) 建築基準法の周知徹底

- ① ポスターの掲示、リーフレット「建築基準法・建築士法」の窓口配布（本庁、（総合）振興局並びに市町村実施）
- ② 垂れ幕又は横幕を庁舎等に掲示（（総合）振興局実施）
- ③ 建築相談窓口の開設（本庁、（総合）振興局実施）
通常業務として建築相談を受け付けているが、週間中の相談件数を把握し、建築基準法の周知等の状況を確認する。

(2) 違反建築物の是正措置の推進

- ① 一斉公開建築パトロールの実施
別紙2「一斉公開建築パトロール実施要領」の定めるところにより、一斉公開建築パトロールを実施する。
- ② 所管区域内の違反建築物の把握・指導
 - ア 違反建築物の把握に努めるとともに、国の技術的助言（平成26年9月9日付け国住指第2042号）に添って、違反建築物対策のより一層の徹底を期する。
 - イ 一斉公開建築パトロールに併せた違反建築パトロールの実施、消防、警察、衛生部局や福祉部局等の関係機関と密接な連携、通報等の幅広い受付により、建築基準法違反の疑いがある建築物の把握に取り組む。
 - ウ 違法貸しルーム、違法設置エレベーター、病院・診療所、ホテル・旅館、認知症高齢者グループホーム、未届の有料老人ホーム、個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査等により違反を確認したものうち、違反是正されていないものについて、所有者等に連絡するなど状況を把握する。
 - エ 違反の事実が確認された場合は、各違反事項について、明確な是正期限を定め、期限内に是正が行われるよう強かに指導すること。また、期限内に是正が行われない悪質な事例については、建築基準法第9条による違反是正命令を発するなど必要な措置をとる。
- ③ 建築主、違反に関与した建築士及び建築士事務所等に対し適切な指導を行うとともに是正措置を積極的に講じる。

一斉公開建築パトロール実施要領

北海道建設部住宅局建築指導課

北海道における一斉公開建築パトロールは、この要領の定めるところにより実施する。

1 パトロールの実施時期

平成26年10月15日（水）から10月21日（火）までの違反建築防止週間の期間中を基本とする。

2 実施対象区域

- (1) 建築活動の旺盛な区域を重点とする。
- (2) 主として住居系地域で、常時パトロールが十分でない区域とする。

3 実施体制

各（総合）振興局について、建設指導課の職員をもって班を編成し、又、実施対象区域の市町村建築担当職員の出席を依頼し、合同でパトロールを実施する。

4 重点事項

下記事項に重点を置き、所要の措置を講ずる。

- (1) 分譲住宅、共同住宅等の建築工事現場の点検
- (2) 工事現場における確認表示の有無
- (3) 工事完了日を大幅に経過しているが、未だ完了検査申請がされていない建築物の点検
- (4) 建築士による適切な工事監理が実施されているかの点検

5 実施報告

実施経過については、10月28日（火）までに電子メールにより北海道建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループあてに、次の様式を用いて報告する。

- (1) 様式1 「一斉公開建築パトロール実施結果（全体）（その1）」
- (2) 様式2 「一斉公開建築パトロール実施結果（その2）」

完了検査未申請者に対する督促実施要領

北海道建設部住宅局建築指導課

1 実施項目

- (1) 完了検査未申請者のリストアップ
- (2) 文書等による督促

2 実施時期

平成26年10月15日（水）から10月21日（火）までを重点実施期間とする。

なお、督促を行う期間を別に定めている（総合）振興局にあつては、この期間に行わなくとも良いものとする。

3 実施結果の報告

実施経過については、10月28日（火）までに電子メールにより北海道建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループあてに、様式3「完了検査未申請者に対する督促実施結果」を用いて報告する。

なお、任意に督促を行う期間を定めている（総合）振興局にあつては、最近の実施状況を報告する。